

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	8.5 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備考
簡易水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
特定環境保全公共下水道特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定